
令和5年10月17日 部長会議

開催日時	令和5年10月17日(火) 午前9時00分から午前10時40分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、山本副市長、辻川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、子ども未来部長、都市計画部総括副部長(都市計画部長代理)、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

1. 市長訓示

- ・15日(日)に常盤小学校にて「総合防災訓練」を「人と地域が輝く常盤協議会」との共催で開催した。昨年度まで、コロナ禍の影響で縮小されていたこの訓練も、通常の規模・内容に戻り、かつ、今回初めて、今津から自衛隊も参加いただき合同で訓練を行った。草津市内で震度7の地震が発生したという想定で、住民参加による避難訓練、体験訓練の他、多様な関係団体との連携による実動訓練や、防災展示を実施した。参加した職員についての対応には感謝する。
- ・先週あたりから、秋の深まりを感じる過ごしやすい気候となってきた。この時期は多くのイベントの開催が予定されている。この週末には、「アートフェスタくさつ」が開催され、草津市役所から草津川跡地公園にかけて、多彩なアートプログラムが展開され、11月2日、3日には「草津街あかり・華あかり・夢あかり」が、“五感で楽しむ、秋の草津路”と題し、開催される。また、この時期は、多くの地域においても、ふれあい祭りや文化祭などが開催されるが、各職員には、積極的にこれらの行事に参加し、地域交流に努めてもらいたい。

2. 審議事項

(1) わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市推進本部会議の設置について

【資料：審1－論点整理資料、審1・2】

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・わたSHIGA輝く国スポ・障スポについては、令和7年度に滋賀県で開催されるが、その競技別リハーサル大会が来年度に開催される予定である。今後、この関連事業も含めた全庁的な取組として推進するために、今回、推進本部を立ち上げるものである。
- ・【審1－1】のとおり、体制としては、本部長は市長、副本部長は副市長および教育長、本部員は部長会議構成員としている。また、別途幹事会を設ける予定であり、幹事は総括副部長会議の構成員をもって充てるとしている。なお、本部に関する庶務は、教育委員会事務局国スポ・障スポ推進室において処理する。
- ・【審1－2】のとおり、スケジュールは第1回の本部会を12月19日に予定しており、議題は、本大会までのスケジュール、職員の動員計画を予定としている。なお、本部会議は7回実施予定であり、令和8年3月をもって本部会議は廃止する予定である。

【主な質疑・意見】

・【審1-1】の要綱第2条で「国スポ等における各競技会の運営に関すること。」とあるが、【審1-論点整理資料】では「全庁で緊密な連携を行い、一丸となって取り組むことで、大会を成功させること。」を本部会議の目標としている。実行委員会とのかかわり方について教えてほしい。

⇒実行委員会は関係団体、市の職員が構成員であり、大きな方向性や情報連携を実施する機関として位置付けている。事業を進めていく上でのルール、規則を承認、策定することを想定している。一方で、推進本部は庁内の幹部のみで構成しており、主に大会当日の運営、準備、様々な事業について庁内で進めるうえでの連絡調整、意思決定を行っていくものである。

・実行委員会は当日で関わることはあっても、準備等は関わらないのか。

⇒運営およびその準備は庁内で完結することが基本であり、競技会場外の部分を担うことになる。

なお、会場内の競技を進めていく運営については、競技団体が担うことになる。

【結論】

審議了とする。

3. 協議事項

(1) 第3次健康くさつ21について(中間協議・パブリックコメントの実施)

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・今年度、7つの計画策定を行う。

・本計画は、健康増進法第8条第2項および食育基本法第18条第1項に基づき、市民の健康の増進の総合的な推進と、食育の推進をするため、現行の「健康くさつ21」および「草津市食育推進計画」を一体的に策定する計画である。

・両計画の計画期間が令和5年度までであることから、今年度、令和6年度から令和17年度までの12年間を計画期間とする「第3次健康くさつ21」の策定に向けた取組を進めている。

・こうした中、現計画の評価や国県や社会の動向、附属機関である「草津市健康づくり推進協議会」での協議を踏まえ、「第3次健康くさつ21(案)」をとりまとめたことから、今回、計画(案)について、協議をお願いするものである。

・国の「健康日本21」におけるビジョンとして、『誰一人取り残さない』、また、『より実効性をもつ取組』を推進するとされており、【基本的な方向性】には、「自然に健康になれる環境づくり」や「誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備」また、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりというものが示されている。

・草津市においては、国の「健康日本21」の方針を基本に、現計画の評価、市民の健康に関するアンケート結果、計画書案に記載している「草津市の人口動態や疾病構造・医療費等」の結果、また、附属機関である『健康づくり推進協議会』での意見を踏まえ、課題を整理し、3つの基本的な方向として柱建てを行った。

・「2. ポイント(現計画からの主な変更点等)」で、現計画からの主な変更点を3点挙げさせていただいており、1点目が、「ライフコースアプローチの観点を踏まえた健康づくり」で、すべての施策を推進する際の視点である。誰一人取り残さない健康づくりをめざして、これまで取り組んできた世代ごとのライフステージに応じた事業展開に加え、胎児期から高齢期までを経時的、一体的にとらえた健康づくりを推進するものである。2点目が、「基本的な方向2」の施策4に位置づけた「自然に健康になれる環境づくりと健康増

進に向けた基盤の整備」で、草津市においては、健康都市としての取組をすすめているが、健康に関心の薄い人も草津市に住む人だけでなく訪れる人も、誰もが無理なく自然に健康な行動をとることができるような環境整備や、大学や企業等の多様な主体による協働で行う健康づくりの視点の深化を行うため、施策4として位置づけている。3点目が、「基本的な方向3」の「持続可能な食を支える食育の推進」であり、食生活の改善等の食育の推進は、健康づくりに密接に関係があることから、健康くさつ21と草津市食育推進計画を一体的な計画とし、循環や環境の視点の深化も図っていきたいと考えている。

- ・本日の部長会議では「現計画の評価や国や社会の動向等を踏まえた計画内容になっているか」、また、「健康づくりの方向性や指標の設定は適切か」について、特に協議をお願いしたいと考えている。
- ・今後のスケジュールについては、本日の部長会議ののち、11月上旬の委員会協議会で中間協議の状況を報告させていただき、11月27日の審議会で、パブコメ案を協議いただく。その後、1月5日から2月5日までの1か月間パブリックコメントを実施させていただき、その間、広報1月号でもパブリックコメントを行っていることの周知もさせていただき。その後、2月21日の部長会議でその結果を報告させていただき、3月には、パブリックコメントの結果・計画の公表を予定している。
- ・総括副部長会議での主な意見と対応として、「基本的な方向・基本方針ごとの評価と取組」と「計画の体系」について、「リード文が不十分である」との意見を踏まえて追記している。

(2)第3次草津市自殺対策行動計画について

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

- ・本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画であり、本市の自殺対策を推進するための行動計画として策定するものである。
- ・現行の「第2次草津市自殺対策行動計画」の計画期間が令和5年度までであることから、今年度、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「第3次草津市自殺対策行動計画」の策定に向けた取組を進めている。
- ・この度、現計画の評価や国県や社会の動向、草津市自殺対策推進会議での協議を踏まえ、第3次草津市自殺対策行動計画(案)をとりまとめたことから、今回、計画(案)について、協議をお願いするものである。
- ・国・県の動向として、国においては、コロナ禍の自殺の動向を踏まえ、「子ども・若者」、「女性」等の対策の推進・強化を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げており、本市における自殺者等の状況については、コロナ禍の影響を踏まえ、国で示されている「子ども・若者」、「女性」に加え「高齢者」「経済・生活問題」「再度の自殺企図の防止」により一層取り組む必要があると整理している。これら国・県の動向、草津市の実態、また、第2次の取組における評価・課題を受け、計画(案)として柱建てを行った。
- ・現計画からの主な変更点を、2点挙げている。1点目が、「新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた自殺対策の推進」で、【基本認識】に「新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況」を掲げ、自殺の実態のさらなる分析と対策の強化を図っていきたいと考えている。また、2点目は、「重点的な支援対策が必要とされる対象者への自殺対策の推進」で、国・県や市の実態・課題等から、重点的に自殺対策を推進することが必要とされる「女性」「高齢者」「生活困窮者」について、基本方針3「背景や状況に応じた生きる支援を行います」の基本施策(5)(6)(7)にそれぞれ施策として位置づけ、丁寧に各対策を推進していこうと考えている。
- ・本日の部長会議では「現計画の評価や国や社会の動向等を踏まえた計画内容になっているか」、また、

- 「自殺対策の方向性」等について、特に協議をお願いしたいと考えている。
- ・今後のスケジュールについては、健康くさつ21の内容と同様である。
 - ・総括副部長会議での主な意見としては、「関係課や関係機関との連携を今後どのように図っていくのか」といった内容で、「草津市においては計画に基づいた関係課会議やケース会議等も行っており、関係機関との連携も進んでおり、引き続き、実状を共有し、対策を進めていく」と回答している。

(3)第2期草津市国民健康保険保健事業推進計画の策定について

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

- ・各保険者は、法律等に基づき、被保険者の健康づくりや医療費適正化のために、特定健康診査等実施計画および保険事業の計画を策定することとされており、本計画は、2つの計画を草津市国民健康保険の保険者として策定するものである。
- ・第1期計画を平成30年度から開始し、計画期間が令和5年度までであることから、今年度、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画期間とする第2期草津市国民健康保険保健事業推進計画を策定に向けた取組を進めており、今回、中間協議をお願いするものである。
- ・「草津市の現状・課題」について、現計画は5つの柱建てを行い、事業を進めてきた。1つ目が「健康づくり」であり、広く保険者を対象とする健康の意識普及啓発に向けた取組である。2つ目が「生活習慣病予防」であり、特定健診や特定保健指導の取組である。3つ目が「重症化予防」で保健指導を受けた中からさらに値が悪く医療機関につなぐ必要がある、もしくは重症化した方へのケアを行わなければならないといった取組である。4つ目が「医療費適正化」で主にはジェネリック医薬品の活用や重複・頻回受診者への指導を行うといった取組である。5つ目が「地域の健幸、フレイル予防等」である。評価についてであるが、特に、「生活習慣病予防」で、「特定健診受診率」と「特定保健指導実施率」の指標を60%と掲げながら進めてきた。令和元年度には40%まで上がってきていたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、30%代に低下し、現在、回復を図っているところである。こうした課題に加え、国からも令和6年度以降の第2期計画策定に向けた手引き等が発出され、中長期の目標といった上位指標を設けることといったことが示されてきたことから、第2期計画の方向性を設定している。
- ・第2期計画の長期目標を「健康寿命の延伸」、中期目標としては、生活習慣病の予防に重きを置いて進めてきたことを踏まえ、「メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少」、「新規人工透析患者数の減少」を掲げている。
- ・各取組の柱建てとしては、第1期計画からの大きな変更はなく、広く被保険者を対象とする「健康づくり」の取組、40歳～74歳を対象とする「生活習慣病の予防」の取組、「重症化予防」の取組、「医療費の適正化」の取組、そして、第1期計画期間中に国から示されたフレイル予防に関する内容について、本市においては前期高齢者が45%を占めていることを踏まえ、「地域包括ケアおよびフレイル予防」を挙げ、6年間の計画期間中の取組を進めていく。
- ・総括副部長会議での主な意見としては、がん検診の受診率の現状値が11.8%から19.3%であるが、全国的には令和10年度までに60%を目指すこととされている。これを踏まえ、総括副部長会議の時点では目標値を60%としていたが、現状値から乖離しており、現実的な目標値の設定ができていないのではないかと指摘をいただいていた。このことから、県内で1位の団体の実績を参考とし、再度目標値の設定を行っている。また、「有意水準5%で有意差がある項目」と記載していたが、専門的な表現にもなることから、わかりやすい記載に変更している。
- ・本日の部長会議では「現計画の評価や国や社会の動向等を踏まえた計画内容になっているか」、「保健

事業の方向性や指標の設定は適切か」について、特に協議をお願いしたいと考えている。

・今後のスケジュールについては、「第3次健康くさつ21」「第3次草津市自殺対策行動計画」と同様に進めている。

(4) 第3次草津市障害者計画、第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の策定について

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・草津市障害者計画は、障害者基本法の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障害者施策の基本的な方向性や取組を示す計画である。また、草津市障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を示す計画である。

・草津市障害児福祉計画は、児童福祉法の規定に基づき、障害児通所支援等の数値目標と具体的な確保策を示す草津市障害福祉計画と一体のものとして策定している。

・現行の第2次草津市障害者計画、第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害児福祉計画が令和5年度末に目標年次を迎えることから、今年度から6か年で次期草津市障害者計画、草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画の策定を進めており、草津市障害者施策推進審議会を経て作成した、第3次草津市障害者計画(案)、第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画(案)をとりまとめたことから、今回、協議をお願いするものである。

・第3次草津市障害者計画の策定で課題については、令和4年度実施のアンケート調査、令和5年度には、家族会や関連団体、各事業所へのヒアリングを進めさせていただき、抽出した課題を整理している。また、全施策にわたり課題があることから、基本的な体系については、現計画を維持しつつ、国、県の計画を網羅したものとして策定することとしている。特にヒアリング等により、意見をいただいたものについて位置づけを行いながら、目標1から5の成果目標、成果指標等を設定している。

・第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画について整理しているが、障害福祉計画、障害児福祉計画にかかるサービス等の数値目標等については、基本的に国の示す基本指針に基づき設定するものとなっている。令和5年5月19日に基本指針が国から示されており、現在の基本指針では、計画の期間設定について、従来3年を一期として作成することとなっていたが、今般、地域の実情に応じて柔軟な期間設定が可能となっている。

・第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の成果目標は、成果目標の1から7までは、国の基本指針に基づき設定しており、成果目標8は、市として特に取り組むべき事項として、市として独自の設定を行っている。内容は、障害者計画の成果目標に掲げる目標を掲載している。

・「2. ポイント(現計画からの主な変更点等)」として、障害者計画においては、現計画では、施策毎に施策の成果指標を設定していたが、審議会において指標が多岐にわたり分かりにくいといった意見をいただき、目標毎に設定するよう整理を行っている。障害福祉計画・障害児福祉計画においては、1点目が「計画期間の設定」であり、国の基本指針において、従来3年を1期とする計画期間が基本とされていたが、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能となったことから、障害者計画と同様の6年間の計画として策定している。また、2点目が、「成果目標、活動指標の設定」であり、国の基本指針に基づき、成果目標(1～7)、活動指標を設定している。また、本市においては、成果目標(8)に、障害者計画の成果目標に応じた目標、活動指標の設定を行っている。

- ・本日の部長会議では「現計画の評価や国や社会の動向等を踏まえた計画内容になっているか」、また、「障害福祉施策の方向性や指標の設定は適切か」等について、特に協議をお願いしたいと考えている。
- ・総括副部長会議での主な意見と対応として、障害者計画では、「第2章 2.障害者福祉施策の現状と課題【現状】(1)計画の位置づけ」について」と「第3章 2.基本目標」、第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画では、目標値の設定について意見があり、修正している。

(5)草津あんしんいきいきプラン第9期計画の策定について

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

- ・本計画は、高齢者が安心していきいきと暮らすための各施策を総合的に推進するため、3年を1期として、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しているものである。現行のあんしんいきいきプラン第8期計画は、計画期間を令和5年度までとしており、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第9期計画を策定しようとするものである。現計画の評価や国や社会の動向、附属機関である草津市あんしんいきいきプラン委員会での協議等を踏まえ、計画(案)をとりまとめたので、協議をお願いするものである。
- ・現計画からの主な変更点は、新規施策として、国や社会の動向等を踏まえた、「重層的支援体制整備事業の推進」と「家族介護なんでも相談会の推進」を掲載するものである。また、施策体系の見直しを行い、第8期計画では、5つの基本目標であったが、第9期計画では、4つの基本目標とし、基本施策や事業を分類するものである。
- ・計画概要について、計画策定の背景としては、記載のグラフのとおり、人口減少と高齢化率の上昇、高齢者人口の増加が進む中で、持続可能な社会保障制度の構築に向けた様々な課題への対応が求められることや、世帯構成や住民間のつながりが希薄化する中、地域で高齢者を支える仕組みづくりが必要であることなどが挙げられる。
- ・第8期計画の総括については、記載のとおりで、いずれの取組も今後の高齢社会に適応するよう継続的に取り組んでいく必要があるものと考えており、これまでの取組や成果を継承し、その理念や目標を踏襲した連続性のある第9期計画にしようとするものである。
- ・本計画の基本理念は、第8期計画と同様に「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」とする。
- ・基本目標については、第8期計画における基本目標1「地域包括ケアシステムの深化・推進」と基本目標3「高齢者の住まい・生活環境の充実」を統合し、新たな基本目標「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」とすることで、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進等を図ることとし、こちらをはじめ、4つの基本目標を設定した。
- ・各施策については、記載のとおりで4つの施策を重点施策に位置付けており、こちらは第8期計画からの踏襲となる。
- ・目標値の設定については、第9期計画では基本目標ごとに設定している。基本目標4は認知症施策アクション・プランで推進していくため、基本目標1から3にひとつずつ設定している。
- ・介護保険料と要支援・要介護認定者数の推移については、資料のとおりであるが、今後、各介護サービス量の見込みを推計し、それをもとに介護保険給付費等の推計を行い、第9期計画に必要な介護保険料の算定を行う。なお、推計に必要な介護報酬の改定内容については、国が年末から年明けにかけて示される予定であることから、介護保険料については前回同様、パブリックコメントにかける計画(案)への記載はない。

・次に、総括副部長会議での主な意見と対応で、1点目は、基本目標の数を変更したことについて、説明が必要とのご指摘があり、計画(案)に追記した。2点目は、人口推計について、他の計画との相違についての回答を記載した。

・今後のスケジュールについては、記載のとおりである。

(6)草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画の策定について

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

・本計画は、令和2年7月に施行した「草津市認知症があっても安心なまちづくり条例」に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に進めていくための行動計画として策定しているものである。

・現行の認知症施策アクション・プラン第3期計画は、計画期間を令和5年度までとしており、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする第4期計画を策定しようとするものである。現計画の評価や国や社会の動向、附属機関である草津市認知症施策推進会議での協議等を踏まえ、計画(案)をとりまとめたので、協議をお願いするものである。

・現計画からの主な変更点としては、新規施策として、国や社会の動向等を踏まえて、「チームオレンジの推進」と「本人ミーティングの推進」を掲載するものである。

・チームオレンジは、認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげることをめざす。

・本人ミーティングは、認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合い、自分たちのよりよい暮らしや地域のあり方を一緒に考えていく場であり、認知症の人本人が必要とする新たな取組の展開をめざす。

・計画概要について、計画策定の背景としては、認知症の人の数は増加を続けており、団塊の世代が75歳以上になる令和7年には全国で約700万人、高齢者の約5人に1人に達する見込みであることや、国では「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立したこと、今後、同法に基づく認知症施策推進基本計画を策定する予定であることなどが挙げられる。

・また、第3期計画の総括については、記載のとおりだが、いずれの取組も今後の高齢社会に適應するよう継続的に取り組んでいく必要があるものと考えており、これまでの取組や成果を継承し、その理念や目標を踏襲した連続性のある第4期計画にしようとするものである。

・本計画の理念は、第3期計画と同様の理念としており、これらは条例の理念等を基にしている。

目的についても、第3期計画と同様に「認知症の人もその家族も安心して生活できるまちの実現」とし、認知症の人とその家族の視点を尊重し、各種取組を進めていきたいと考えている。

・基本目標についても、第3期計画と同様の5つの基本目標を設定しているが、各施策については、各項目の具体化や統合等により、25施策から28施策に再編したところである。

・到達目標の設定については、第3期計画同様に基本目標ごとに複数の指標を設定しているが、内容については一部見直しを行い、新規施策となるチームオレンジの立ち上げや本人ミーティングの実施を指標に掲げ、新たに取り組んでいく。

・総括副部長会議での主な意見と対応である。1点目は、第3期計画の評価について、実績と課題が混在して分かりにくいという指摘があり、記述の見直しを行った。2点目は、基本目標5の到達目標「本人ミーティングの実施」について、事業評価がしやすいように数値目標を設定すべきという指摘があり、年4回の実施という目標設定をした。3点目は、第3期計画の基本目標を継承したことについて、説明が必要とご指摘があり、計画(案)に追記させていただいた。

・今後のスケジュールについては、記載のとおりである。

(7)草津市住生活基本計画の策定について

【建設部理事(住宅担当)から資料に基づき説明】

- ・今回はパブリックコメントの実施に先立ち中間協議の2回目をいただくものとなっており、前回の中間協議①では計画の概要から基本理念、基本方針まで報告させていただいたところである。
- ・経緯として、現行の「草津市住宅マスタープラン」については、令和5年度に計画の最終期を迎えること、同じく令和5年度に計画の最終期を迎える「空き家等対策計画」および新たに策定する「マンション管理適正化計画」と合わせ、3計画を「草津市住生活基本計画」に一体化し、昨年度から2か年での策定を進めている。
- ・今回協議いただくポイントとしては、本計画(案)の内容およびパブリックコメント実施手法について協議をお願いするものである。
- ・本計画(案)の概要版となっている。第1章の計画の概要から第7章の推進方策までで構成されている。第4章では計画の基本理念・基本目標を、第5章では施策展開の方針として基本方針・基本施策を体系図的に示している。
- ・前回報告済の第1章計画の概要から第4章基本理念、目標までの説明は割愛させていただき、次に第5章の「施策展開の方針」となるが、第4章で整理した基本理念「良質な住まいで健幸に暮らせる魅力あふれるまち草津」に基づいて、3つの基本目標ごとに3つの方針を定めている。
- ・基本目標1に基づく方針1では「安心して子育てができる暮らしの実現」として主な取組としては、子育て世帯の住まいの確保に関する情報発信や安心して子育てができる公園等の環境整備を、方針2では「住み慣れた地域で安心して過ごせる暮らしの確保」として、主な取組としては、住宅のバリアフリー化に関する支援や地域包括系システムの推進支援を、方針3では「誰もが安心して暮らせる住宅セーフティネット機能の充実」として、主な取組としては公営住宅の活用や福祉施策と連携した相談体制の整備を推進する。
- ・基本目標2に基づく、方針4では「次世代につなぐ良質な住宅ストックの形成」としてゼロカーボンシティくさつの実現につながる環境に優しい住宅や省エネに関する住教育の普及促進を、方針5では「空き家の状況に応じた対策の推進」として空き家の発生抑制の推進や適正管理等を、方針6では「分譲マンションの管理適正化の推進」として管理計画認定制度の活用や管理の適正化の推進を行う。
- ・基本目標3に基づく、方針7では「自然災害に備えた安全な住環境づくりの推進」として住宅の耐震化事業や災害に強いまちづくりの推進を、方針8では「多彩な魅力を活かした暮らし方ができる住環境の形成」として地区計画などの地域特性に応じた住環境の整備や多彩な魅力を活かした暮らし方の実現に向けた情報発信を、方針9では「まちと関わり住むことを楽しめる住環境の構築」としてまちなかの魅力向上や住まいを起点とした地域コミュニティづくりの推進を進める。
- ・それぞれの目標、方針に基づく成果指標について、第5章で整理した施策方針に基づき方針ごとに2つ指標を設定し合計18の指標となる。
- ・方針1では、子育て世帯に対する施策の成果として「子育てに関するアンケート調査結果」と「子育て支援施設の利用者数」を、方針2では「住宅改造費補助事業の件数」と「福祉に関する市民意識調査結果」を、方針3では「市営住宅のストック戸数」と「草津市に所在地を置く居住支援法人数」を、方針4では「長期優良住宅の認定件数」と「セミナー等への参加人数」を、方針5では「実態調査に基づく戸建空家の戸数」と「空き家サポート事業の利用人数」を、方針6では「管理状況を把握している分譲マンションの割合」

と「それらのマンションのうち、長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している管理組合の割合」を、方針7では「住宅の耐震化率」と「防災に関する市民意識調査結果」を、方針8では「住生活に関する市民意識調査結果」と「多彩な暮らし方についての情報発信件数」を、方針9では「都市形成やコミュニティに関する市民意識調査結果」を設定している。なお、これら指標については国・県の指標を参考としたうえで各関係部署と協議のうえ設定させていただいた。

- ・第6章の「重点施策」となりまして、第5章のうち重要度や複数の目標の実現に効果的につながると思われる施策を重点施策として位置付けており、基本目標・方針との関係性を表している。重点施策1では住まいから健幸を実現するための取組として「健幸に暮らせる環境に優しい住宅・住宅地づくり」を、重点施策2では住宅セーフティネット機能を充実させる取組として「官民連携で進める居住の安定の確保」としている。
- ・重点施策3では更なる空き家対策の推進を図るため「発生抑制に重点を置いた空き家対策」を草津市空き家等対策計画として改定する。計画の中では、空き家をとりにくく状況から課題を抽出し、居住段階からの空き家を発生させない予防的な対策を、既存の取組に加えて進めていきたいと考えている。基本的な施策としては、「1.戸建空き家等の発生抑制」など全部で3つの施策を定め取組を進める。
- ・重点施策4では分譲マンションの管理適正化の推進を図るため「市全体の管理水準を高める分譲マンション対策」を草津市マンション管理適正化推進計画として策定する。計画の中では監理の適正化の推進を図る施策として、1.マンションの管理の状況の把握など全部で4つの施策を定めて取組を進める。
- ・第7章の「推進方策」となり、計画の評価、進行管理や計画の推進体制を定めている。
- ・本計画(案)におけるパブリックコメントの募集について、期間は令和5年12月1日から令和6年1月5日までとなっている。
- ・最後に今後のスケジュールとなるが、論点整理資料のとおり、今回の議会説明後、住宅政策審議会に諮ったうえで、パブリックコメントの実施、パブリックコメント結果の報告を経て令和6年3月に計画策定を予定している。

(8) 草津市営住宅条例の一部改正について(公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援等)

(パブリックコメントの実施)

- ・市営住宅条例の一部改正で、公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援等について、草津市営住宅審議会を経て、この度、条例案をまとめたので、報告およびパブリックコメントの実施について、中間協議をお願いするもの。
- ・公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援等に関して条例改正を行うもので、改正の主旨としては、国のこども未来戦略方針の主旨に鑑み、住宅に困窮する子育て世帯に対し、公営住宅の入居機会を拡大することで、住宅支援を行おうとするものである。
- ・パブリックコメント案については、7月13日の部長会議において説明した内容から修正はない。
- ・市営住宅審議会からも原案どおりの答申をいただいている。
- ・パブリックコメントの実施手法については、意見の募集期間を、令和5年11月15日から1か月間、12月14日までと考えている。
- ・今後のスケジュールについては、パブリックコメントを実施し、2月議会に条例案を提出し、令和6年4月から施行したいと考えている。

4. 重要報告事項

(1)木川・西一・下中ノ町団地建替事業について

【資料:報1-1】

【建設部理事(住宅担当)から資料に基づき説明】

- ・事業スケジュールの基本的な枠組みが整ったことから、議会へ報告を行い、順次、地元および入居者の方々に対して、建て替え等について、具体的な説明を実施していく予定である。
- ・【報1-1】建て替え事業の全体像であるが、令和3年3月に策定した公営住宅建替基本計画の内容を記載している。この計画では、老朽化の激しい木川、西一・下中ノ町、矢倉、玄甫・玄甫北の6団地を建て替えの対象団地と位置付けている。その内、木川、西一・下中ノ町の事業実施について、基本的な枠組みがまとまったため、報告するものである。なお、矢倉、玄甫・玄甫北については、用地交渉中である。
- ・【報1-5】事業スケジュールについて、木川・西一・下中ノ町団地は、PFI事業による実施を検討している。
- ・期間は、令和9年～12年までとし、令和10年度に木川団地1期棟、令和11年に西一・下中ノ町団地に1棟、令和12年に木川団地2期棟の竣工を予定している。
これに先立ち、令和6年にPFI導入可能性調査を行い、公共が行うよりも効果的・効率的な利用ができるか判断した上で、令和7年度の仕様書作成に入っていきたいと考えている。
- ・【報1-6】事業用地について、緑色の破線で囲った部分が場所を示している。
木川団地については、草津高校東側の公営住宅および隣接する大型作業所を解体して、1期棟と2期棟を建設する予定。西一・下中ノ町団地についても、既存の公営住宅および隣接する公園を敷地として現地建て替えを行う予定で、いずれも3階以上の共同住宅を建設し、既存の2階建て2戸1棟の公営住宅を移転集約し、公営住宅跡の余剰地の活用についても検討する。今後の予定については、10月議会で説明し、地域の代表者、現在の入居者の方々に個別に事業スケジュールや事業用地を説明するとともに移転希望についてのヒアリングを行う予定である。

5. その他

【都市計画部総括副部長(都市計画部長代理)より】

- ・10月28日(土)イオンシネマ草津にて、滋賀県が滋賀県の公共交通を考えるパネルディスカッションを開催される。部内各課への案内をお願いしたい。

【危機管理監より】

- ・7月18日付で、災害対策本部の班別の対応マニュアルに基づく訓練を実施いただくこととしていたが、未実施の班があるため、再度周知をお願いしたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整係
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp